# 住まいの耐震補強を行いましょう

地震はいつどこで起こるか分からず、令和 2 年から 30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、 太平洋側で高いとされています。

平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊によ る人的被害が発生しています。また、平成23年の東 日本大震災や平成 28 年の熊本地震では、昭和 56 年

以前の木造住宅に大きな被害が出ています。

昭和 56 年以前の木造住宅には、耐震性の不足に より、大きな地震で倒壊する可能性もあります。

そのため、住まいの耐震診断を受け、耐震性が不足 している場合には、耐震補強・耐震改修工事を行いま しょう。

# ~耐震診断から耐震補強までの流れ~



## 耐震診断を行う



## 耐震診断って何をするの?

建築士などの専門家に診てもらい、耐震性能の評価を受 けて、耐震補強の必要があるか判定します。判定は、右図 のような基準によって行われます。

住まいの劣化状況や問題など、 耐震診断の結果を具体的 に聞きましょう。

### 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による判定



Δ

評点 1.5 以上 評点 1.0 以上 評点 0.7 以上 評点 0.7 未満 1.5 未満

1.0 未満

一応倒壊しない 倒壊する 可能性がある

倒壊する 可能性が高い



倒壊しない



0







## 耐震補強設計を行う

## 耐震補強設計って何をするの?

耐震診断の結果に基づき、補強計画や 工事の工程を立て、実施設計を行って耐 震補強工事にかかる費用を算出します。

予算や工期, 耐震補強後の耐震性能な ど、要望をしっかり伝え、不安や疑問な 点がないように、図面や写真により説明 を受けましょう。

## 柱・土台・梁・筋かいの 強い壁をバランスよく増やす 接合部分に金物を使用 筋交い設置 構造用合板設置 強い壁を 1, 2 階同じ位置, 羽子板ボルト設置 筋かいプレ 建物の隅に配置すると効果的です 腐ったり, シロアリによる 玉石基礎の場合, 鉄筋コンクリート造の布基礎に 被害のある部分を取り替える 替えて、土台をアンカーボルトで締め付ける



玉石基礎 鉄筋コンクリート浩布基礎





## 耐震補強工事を行う

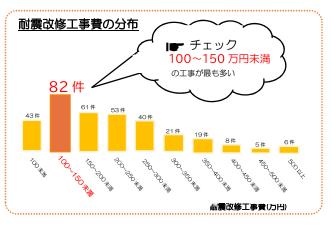
# 耐震補強工事って何をするの?





耐震補強設計に基づき、工事を行います。

耐震補強工事の内容をきちんと理解し、工事金額の見積り を確認したうえで契約しましょう。また、工事中の写真をし っかりと残してもらうようにしましょう。





# 耐震診断・耐震改修の費用を補助します 補強設計と工事をセットで最大 100 万円



# 対象となる建物(次の要件をすべて満たすもの)

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの
- ② 自ら所有し、自己の居住の用に供するもので、地上階数が2以下のもの
- ③ 在来軸組構法、または枠組壁工法によって建築されたもの
- ④ 一戸建ての木造住宅 (店舗、事務所などの兼用住宅で、住宅部分の床面積が全体の 1/2 以上のものを含む)
- ⑤ 耐震改修の場合、耐震診断による判定の評点が 1.0 未満で、それが 1.0 以上に向上するもの

# 補助額および負担額(消費税は対象外)

- ① 耐震診断士を市が派遣するにあたり、2,000円を自己負担
- ② 耐震改修の補強設計と工事をセットで行う場合に、工事費の4/5を補助(最大100万円)

## ● 申請者の要件

- ① 市税(市民税,固定資産税,都市計画税,軽自動車税および国民健康保険税)の未納がないこと
- ② 過去に市から耐震診断士の派遣を受け、または木造耐震改修補助金の交付を受けていないこと (耐震診断に関する補助金を受けた者が、その耐震改修工事に関する補助金を受ける場合を除く)
- ③ 暴力団員ではないこと、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

## ∰ 申請の手続

- 【耐震診断】 令和6年6月3日 第一9月30日 第(土・日・祝祭日を除く) 〇 申請期間 【耐震改修】令和6年5月15日命~10月31日命(土・日・祝祭日を除く)
  - ※ その期間内であっても、予算の範囲を超えた場合に、受付を終了することがあります。
- 申請方法 申請書類を建築指導課に提出してください。
- 申請書類 市ホームページからダウンロードするか、または建築指導課で配付します。

### ~地震から命を守るために~

地震による被害は、建物の耐震化で減らすことができます。独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公 庫)では、耐震改修または耐震補強の工事を行うためのリフォーム融資を行っており、満60歳以上の方は、 「高齢者向け返済特例」が利用できます。(【融資に関する問合せ先】住宅金融支援機構ლ0120-0860-35) また、地震による家具の転倒も危険です。家具の固定などできることから、地震への備えを進めましょう。

























【問合せ先】ひたちなか市 都市整備部 建築指導課(本庁舎3階)

☎ 029-273-0111(代表) 内線1351~1354

【受付時間】 午前8時30分~正午/午後1時~5時15分

(土・日・祝祭日を除く)